

福岡市食の安全・安心推進協議会傍聴要領（改正案）

（趣旨）

第1条 この要領は、福岡市食の安全・安心推進協議会（以下「協議会」という。）の会議の傍聴に関し、必要な事項を定める。

（受付）

第2条 会議の傍聴を希望する者（以下「傍聴希望者」という。）は、整理番号票の交付を受けなければならない。

2 傍聴希望者の受付は、会議の開催の30分前に開始し、会議の開催の10分前に終了するものとする。

（定員）

第3条 会議を傍聴する者（以下「傍聴人」という。）の定員は、原則として5人とする。

2 前条第2項の規定にかかわらず、傍聴希望者の受付の終了時刻の前に傍聴人が定員に達した場合は、その時点で受付を終了するものとする。

（会議場に入ることができない者）

第4条 ポスター、ビラ、拡声器その他会議若しくは傍聴を妨害するおそれがあると認められる物品を携帯する者又は会議を妨害し、若しくは人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者は、協議会の会議場（以下「会議場」という。）に入場することができない。

（傍聴人が守るべき事項）

第5条 傍聴人は、会議を傍聴するにあたり、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議場における発言に対して、拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。
- (2) 会議場において発言しないこと。
- (3) みだりに席を離れないこと。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) 携帯電話、パソコン等の情報通信機器の電源を切ること。
- (6) たすきを着用し、又はプラカードを掲げる等の示威的行為をしないこと。
- (7) 他の傍聴人の迷惑になるような行為をしないこと。
- (8) 前各号に定めるもののほか、会議場の秩序を乱し、又は会議の妨げとなるような行為をしないこと。

(撮影、録音等の禁止)

第6条 会議場において撮影、録音その他これらに類する行為をしないこと。ただし、会長が認めた場合は、この限りでない。

(傍聴人の退場)

第7条 傍聴人は、協議会が傍聴を認めない議題に関する審議等を行おうとするときは、速やかに会場から退場しなければならない。

(傍聴人への指示)

第8条 会長は、会議の平穏な進行を確保するため、傍聴人に対して必要な指示を行うことができる。

(違反に対する措置)

第9条 傍聴人が、この要領の規定に違反したときは、会長は、傍聴人に対して必要な措置を命じることができる。

2 傍聴人が前項の規定による命令又は前条の指示に従わないときは、会長は、その者に対して会議場からの退場を命じることができる。

(委任)

第10条 この要領に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、その都度会長が定めるものとする。

附 則

この要領は、令和4年8月4日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年8月 日から施行する。